

## 株式会社上野原カントリークラブと 「風水害時における避難場所の使用に関する協定」を締結しました

このたび、株式会社上野原カントリークラブと風水害時における避難場所の使用に関する協定を締結し、8月6日より藤野地区周辺における新たな避難場所として運用を開始することになりました。

風水害時避難場所は、風水害（洪水・土砂災害）が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための場所で、藤野地区周辺では5箇所目となります。

### 1 協定の相手先、協定締結日等

#### 【相手先】

株式会社上野原カントリークラブ  
山梨県上野原市上野原6887番地  
代表取締役 横瀬 三亀夫

#### 【協定締結日】

平成30年7月31日

#### 【運用開始日】

平成30年8月6日

### 2 協定締結の目的

風水害により、相模原市域に大規模な被害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、同社の施設を近隣住民の避難場所として使用することを目的としています。

### 3 協定の主な内容

市の要請に基づき、施設の一部を近隣住民に開放し、避難スペース及びトイレ等を提供します。

### 4 藤野地区周辺の風水害時避難場所

藤野中央公民館（緑区小淵）、沢井公民館（緑区澤井）、藤野芸術の家（緑区牧野）  
藤野農村環境改善センター（緑区牧野）、上野原カントリークラブ（上野原市）

問合せ先  
危機管理局緊急対策課  
042-707-7044（直通）  
対応責任者 課長 石井 秀樹